

# 國學院大學學術情報リポジトリ

官務家領常陸国吉田社領における沙汰人・住人の動  
向：平安・鎌倉期東国の村落形成について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 裕文, Takahashi, Hirobumi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000456">https://doi.org/10.57529/0002000456</a>

## 官務家領常陸国吉田社領における沙汰人・住人の動向

—平安・鎌倉期東国の村落形成について—

高橋裕文

はじめに

中世荘園と地域社会との関連については、一九六〇年代初めに村井康彦氏により荘園類型化の一つとして在地領主層の公家への所領寄進により成立した寄進地系荘園概念が定式化された。<sup>(1)</sup>これに対して、小山靖憲氏は成立の契機だけで荘園の構造を捉える視点がないと批判し、領主制と中世村落を組み込んだ領域型荘園概念を提起した。<sup>(2)</sup>しかし、その後、永原慶二氏による寄進地系荘園（寄進型荘園）とそれに基づく『職』の体系<sup>(3)</sup>の理論的枠組みが広く用いられるようになった。これに対し、近年では川端新・高橋一樹・鎌倉佐保氏等の立荘論により、在地領主の私領形成と寄進による荘園の成立という下からのコースではなく、院政期に王家や撰閥家による立荘への積極的な働きかけがあったことを明らかにし、国家的な荘園成立の契機が主張された。<sup>(4)</sup>ただ、ここでも中世村落との関係はあまり視野に入っておらず、多様化した地域社会研究の成果をどう組み込んで行くかということが課題となっている。これまで、東国では辺境Ⅱ後進地帯という前提により在地領主の成立基盤としての荘園史研究がなされ、村落は小山氏により在地領主に従属的な「領主型村落」と位置づけられてきた。しかし近年では、海津一朗・高橋修氏等により在地領主につ

いても農村を基盤とするのではなく、宿や町場を拠点として都鄙間流通を掌握したという見解が広がっているが、これは開発対象とされた農村との関係や実体分析にまで踏み込んだ上での議論ではなかった。その一方で、木村茂光氏等により中世荘園制のもとでの住人解や百姓等申状および住人・百姓成立などの研究も進展しており、さらには村落や住人が近隣との紛争の中で成立し荘園の枠組みが作られていったという田村憲美氏の提言が出されている。<sup>(7)</sup>

そこで、本稿ではそうした議論も踏まえ中世前期の東国荘園において沙汰人や住人・百姓の実体を明らかにし、その動向が荘園内外紛争とどのように関わっているのか、そうした中で中世村落がどのように形成されて行くのか考えてみたい。その検討対象として、平安末期に成立し鎌倉時代を通じて存続した、官務家領である常陸国吉田郡吉田神社（水戸市宮内町）社領における村落と住人の動向を取り上げたいと思う。吉田神社は茨城県の中央部を流れる那珂川右岸の千波湖を臨む東茨城台地北端に位置し、平安初期の延喜式で名神大社とされ、一三世紀始めには常陸三の宮と称されるようになり、その南には神宮寺である薬王院（天台宗、水戸市元吉田町）が建立された。その社領はほぼ旧水戸市域（合併された常澄町、内原町地域を除く）をカバーしている。

吉田神社と社領については『水戸市史』上巻で杉山博氏により詳細に分析され、官務家の小槻氏が領家となり、その下で社家による一円支配がなされ、地頭支配も介在していたが、農民の動向は室町期に活発になっていったことなどが明らかにされた。<sup>(9)</sup>これに対し、網野善彦氏は那珂郡から一〇世紀に分立した吉田郡を神郡として捉え、これを本拠として平清幹が一族を展開したとしたが、高橋修氏は在地領主の在地基盤として郷村有力者との婚姻関係（婿入り婚）による私領の拡大を唱えている。<sup>(11)</sup>また、最近では永井普氏により官務家小槻氏の吉田社領経営と地頭石川・馬場氏の支配について詳細な研究がなされている。<sup>(12)</sup>このように、小槻氏の吉田社領支配、地頭支配、社領構造などについて明らかにされてきたが、やはり領家と地頭との相関関係が主で、平安・鎌倉時代の住人の動向、農村構造について

てはほとんど分析の対象から外されている。そこで、ここでは、中世前期の吉田社領の支配と沙汰人・住人の動向をさぐり、そうした中で東国における村落形成の過程について明らかにしたいと考える。

その際、史料として在地側の「常陸吉田神社文書」・「吉田薬王院文書」、領家側の「壬生家文書」、幕府の『吾妻鏡』などを使用したいと考える。しかしながら、「吉田神社文書」はすでに神社が戦災に遭う以前に失われ、「吉田薬王院文書」も明治時代に正本が焼失していたためか、いづれも東京大学史料編纂所による影写本は作られていない<sup>14</sup>。江戸時代の写本では、水戸彰考館所蔵本（元立原翠軒所蔵）、茨城県立図書館所蔵本（松羅文庫）、国立公文書館所蔵内閣文庫本（「楓軒文書纂」、静嘉堂文庫所蔵本（小宮山楓軒本の模写本、二種）などがある<sup>15</sup>。このうち「吉田神社文書」についての『茨城県史料』中世編Ⅱの解説によれば、諸本の系統は分からないが、彰考館の写本が祖本で正本に近いと述べこれを採用している<sup>16</sup>。彰考館本は元立原翠軒蔵書であったことから翠軒が彰考館在任中に正本を写した可能性が高いという理由であった。

そもそも、吉田神社の正本は水戸藩主徳川光圀が卷子三巻に仕立て別に写本一卷を作り、ともに箱に納めて同社に伝えられたものであった。これを江戸後期に写したのが水戸町年寄加藤善九郎（松羅）であったが、小宮山次郎衛門（楓軒）がこの写本を見た時には、誤りが多いので重ねて吉田神社の正本をもって比較したという<sup>17</sup>。よって、小宮山本の方が正本により近いということになるが、実際に確かめるためには、この小宮山本の「楓軒文書纂」所収文書の署判者と同じ『花押かゝみ』の花押と比較する必要がある<sup>18</sup>。そこで、最初に領家となった小槻政重の長男小槻師経、その弟降職の子国宗、その孫の淳方の花押を比べてみると、非常に似ていることが確かめられる。とすれば、楓軒本は正本を正しく写した信頼できる写本ということができよう。なお、竹内理三編『平安遺文』では「楓軒文書纂」を底本としているが、『鎌倉遺文』では「常陸吉田神社文書」・「吉田薬王院文書」としか書かれていないが、底本は『平

『平安遺文』に従ったと考えられ、検討の要ありという記載はない。ここで、両文書については『茨城県史料』中世編Ⅱ・『平安遺文』・『鎌倉遺文』所収のものを採用するが、疑問な点は「楓軒文書纂」に当たり補正したい。

## 一、平安末期吉田社領の成立と住人の動向

### (1) 官務家領吉田社領の成立

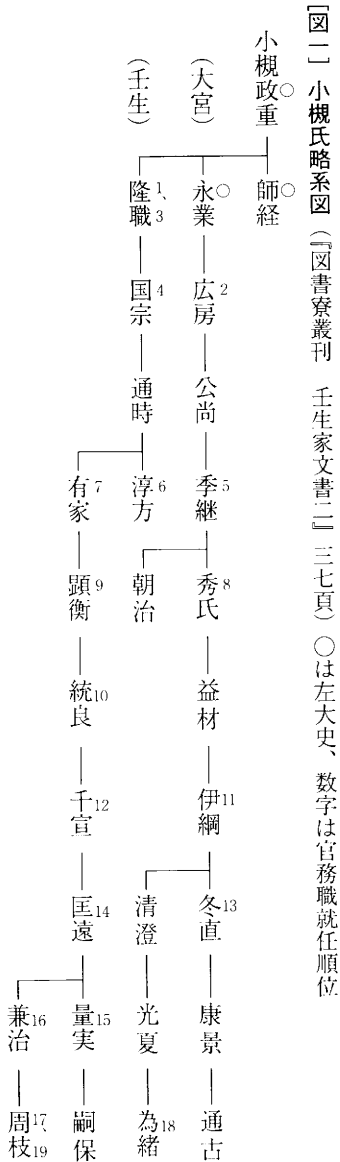
吉田神社は、平安時代には常陸国那珂郡の名神大社として社格を上昇させ、貞観十四年（八七二）には新羅国海賊来襲に対する祈願を行い、毎年諸祭料および諸雑舎修理料租穀八三〇束（初八三石）が支給されることになったが、その後滞りがちになり、寛治四年（一一〇九〇）に先例に任せて支給するよう堀河天皇の宣旨が出され、宮司正六位上吉美侯氏・大祝大舍人氏が請文を出している<sup>(19)</sup>。また、「天慶年中依別勅願寄加封戸、奉増神位<sup>(20)</sup>」として、天慶五年（九四二）、平将門・藤原純友の乱に際し朝廷からの要請により祈願を行いその功により封戸を加え、神位も一階贈位された<sup>(21)</sup>。しかし、こうして与えられた封戸においても先の祭料・修理料と同じく租穀が次第に国衙より支給されなくなつたため、吉田社では封戸田より直接年貢を取取できるよう「神田」設定への転換を図つた。神田は令制に規定された不輸租田<sup>(22)</sup>「不輸の地」であり、その「神人」は「不課民」とされるのであるが、在庁官人が非法の国役を充て課し、都鄙の諸人が神境を押妨するようになったため、長承の頃（一一三二～一一三四）に社務を執り行つたいた禰宜吉美侯氏が当社社務を左大史小槻宿祢政重に寄進し国司の妨げを停止させた。この背景には齋藤利男氏の言うように、一一～一二世紀に国衙による国役賦課があり、在地郡司・刀禰がその指揮を受け下部組織化されていったことがあつた<sup>(23)</sup>。

寄進については壬生家文書では「件之社務者、有家高祖父政重宿禰去長承年中、依吉美侯氏人寄附・執行」と記されている。<sup>(23)</sup>後に小槻隆職が「当社が国司知通□任」<sup>(24)</sup>「年中<sup>政重</sup>親父撰津守□□申賜官、多年知行」<sup>(25)</sup>したと述べているように、常陸介藤原朝臣知通の在任中に父の政重が官に申請し吉田社領を賜り知行し、勅免地とされた。<sup>(26)</sup>こうして、吉田社領は封戸から不輸の神田設立へ、さらに小槻氏を領家とする勅免の莊園として成立した。ただ、寄進主体となった吉美侯氏はこれまで言われてきたような俘囚出身ではなく古代以来の伝統的な在地有力氏族であり、<sup>(27)</sup>寛治四年には宮司（正六位上）で、寄進時の長祿年間には禰宜となっていたが、その後次第にその名は神官の中から見られなくなり、社務はもっぱら大祝の大舍人氏が務めるようになった。

さて、吉田社領を寄進された小槻氏は、橋本義彦氏によれば撰闕家に連なる有力貴族ではなく、律令制下において近江国栗太郡の豪族出身の実務官僚の新興貴族であった。その祖今雄（算博士）から四代目の奉親が文書を取り扱う左大史に任ぜられて以来、代々その職を務めてきたが、その間多くの官務家領の莊園が設けられた。それは大きく分けて①小槻氏の私領、②主殿寮関係の所領、③太政官関係の所領に分けられる。太政官関係の所領は文永年間の小槻有家注文の官中使補地によれば、その内訳は太政官厨家領、高倉院法華堂領、諸使補地であった。<sup>(28)</sup>これらは、小槻氏が官務の地位を利用して太政官関係の使補地として知行権を獲得したものである。同じ吉田郡の石崎保は建久六年（一一九五）に本領主僧相慶より小槻隆職に寄せられ同九年に官厨家使補地に申し立てられた。<sup>(29)</sup>しかし、吉田社領は長承年中に吉美侯氏より小槻政重に寄進されたが使補地として立てられたことはない。<sup>(29)</sup>これは、吉田社は土地ではなく社務そのものが所領として寄進されたためであろう。

ところが、文永五〜七年（一二六八〜七〇）の小槻有家請文案によれば一三か所の莊保と吉田社が「官中使補之号雖相似、孫子相承之寄已懸隔候歟」としていずれも類似のものも含めて官中使補と号されていた。<sup>(30)</sup>これにより吉田

社領は便補地の申し立てこそなされていなくてもそれに準じて取り扱われていたということができよう。吉田社領はその後、小槻政重から嫡男師経・次男永業等に伝領され、長寛三年（一一六五）に三男の隆職の知行する所となつた。承安元年（一一七一）九月、吉田社社司より朝廷に対し寄進後も止まない勅事・国役の停止と隆職の子孫に社務を執行させるよう解状が差し出されたため官官旨が下され、「承安二年就本社申請、被下三子孫相伝之官官旨了」として隆職の系譜を引く者への相伝が保証された。<sup>31</sup>この後、文治元年（一一八五）小槻隆職が源頼朝追討令を奉行したことが頼朝より咎められ、官務職を兄の子広房に替えられたが、承久二年（一一九二）に官務に再任された。しかし、その間朝廷では官務職を隆職・広房兩人に分掌させようとする議論が起きていた。結果的に分掌はなくなったが、広房の系譜を引く大宮家と隆職の系譜を引く壬生家が分立し官務職を交互に務めることとなった。<sup>32</sup>小槻氏系譜と官務職就任の関係は次の通りである。



## (2) 吉田社領の四至と住人の動向

では、寄進された吉田社領の支配はどのようになされたのであろうか。それについては小槻政重の嫡男で左大史を継いだ師経が久安五年(一一四九)に次のような下知状を吉田社に下している。

〔史料一〕吉田社領家小槻師経下知状写(吉田神社文書二号、『平遺』⑥二六五八) \*一部「楓軒文書纂」により

補正する

「人并恒」

〔可令勤九〕

□□□□仕恒例神事等事

右、件事、近年不法之由已有其聞、「甚非常也、如在之礼可其然乎、慥任先例、可令勤行  
之」

一可「慥修」築社□四至内堰、耕作神田等事

右、件堰去年破損之間、田畠不作、有限之供神物并春季仁王会料等已以欠如、若是住人爲「対」捍公物、不  
致沙汰歟、不「修」造件堰、不「耕」作田畠之輩、早可「追」却神領之内矣

一可「再」任久安□□□□旨、慥停止上下諸人乱入四至内致「濫」行「事」

右、件社四至之内、可「停」止上下諸人濫行「之」由、已被「下」宣旨「畢」、而□司領公民、傍庄住人各施「權威」、  
旁致「濫」行「云々」、事若実者、慥可「注」進在所并交名、若知而不「申」者、神人又可「申」処「重科」矣

以前条々下知如レ件

久安五年二月廿九日

左大史小槻宿禰(花押影)



その内容は、一項目では近年の不法行為により神事が粗略の礼となっているので、先例通り恒例の神事を勤仕すべきこと、二項目では社領四至内の堰を修築し神田を耕作すべきこととし、堰が去年破損したので田畠が不作となり、供神物や春季仁王会料などが欠如している。これは住人が公物を対捍するため不沙汰しているのではないか。堰を修造せず田畠を耕作しない輩は早く神領内から追却すべきであるとした。このように、社領四至内の住人は春前には堰を修造し田畠を耕作する義務を負っていたが、こうした堰修理・耕作督促は律令制下でも公民に対して行われており、嘉祥二年（八四九）二月十二日付の加賀郡勝示札（石川県津幡町加茂遺跡）で田夫は溝や堰を修復すること、農業に勤しむべきことなどが郡司より指示されていた。<sup>(33)</sup>ただ、社領四至内の破損した堰の修築となると広範な共同作業が必要であり、住人にはそれを取りまとめ指揮する能力と権限がなければならなかった。<sup>(34)</sup>住人がそれをせず放棄すれば、荒野となり第三者による開発地となってしまう（三年不耕の原則）おそれがあったため、領家は耕作をきびしく督促し、違反する住人は莊園法をもつて追放するとしたのであった。<sup>(35)</sup>第三条目では久安年間（一一四五～一一五〇）に社領四至内に上下諸人が乱入し濫行を行つていることを停止する官官旨がすでに下されたにもかかわらず、□司領公民、傍莊の住人が權威を背景に濫行をしているという。もしそれが事実であるならばその者の在所と交名を注進すべきであり、もし知りながら申し立てなければ神人を重科に処すべきであるというものであった。この四至は神田の境をもとに社領寄進時に設けられており国役を防ぐための不入権の根拠となり、かつ上下諸人の乱入を防ぎ領域的支配を強化しようとするものであった。<sup>(36)</sup>このように吉田社領では周辺の公民、隣莊の住人との紛争が激化し、神人による四至の確立が急務となっていた。

その実態についてほぼ同時期の次の仁平元年（一一五一）留守所下文を合わせ考えてみたい。この文書は遙任国司（平頼盛）からの庁宣を受け留守所の日代が発給したものであるが、充て所はないが内容から見て吉田郡司に充てられ

たものであろう。<sup>(37)</sup>

〔史料二〕常陸国留守所下文写（吉田神社文書三号、『平遺』⑥二七二七）

留守所下 吉田郡倉員

可<sub>レ</sub>早任<sub>レ</sub> 御<sub>レ</sub>宣旨、令<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>知武田荒野<sub>二</sub>事

右、去二月十五日御<sub>レ</sub>宣旨三月廿四日到來傳、件別府停<sub>レ</sub>止則頼之執行、為<sub>レ</sub>倉員之名田古作式町<sub>一</sub>之上、可<sub>レ</sub>令

開<sub>レ</sub>作新作式町<sub>一</sub>之由、請文顯然也、随又於<sub>レ</sub>後後年<sub>一</sub>者、追年可<sub>レ</sub>加作<sub>レ</sub>之由、所<sub>レ</sub>申請<sub>レ</sub>也、則仍就<sub>レ</sub>国益<sub>一</sub>停<sub>レ</sub>止彼

則頼之沙汰、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>郡司名田<sub>一</sub>之状所<sub>レ</sub>宣如<sub>レ</sub>件、然者任<sub>レ</sub> 御<sub>レ</sub>宣旨、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>領知<sub>レ</sub>之状所<sub>レ</sub>仰如<sub>レ</sub>件、宜<sub>レ</sub>承

知、仍<sub>レ</sub>件用<sub>レ</sub>之、以下

仁平元年四月八日 散位百濟（花押影）

日代散位中原朝臣（花押影）

武田郷は和名抄に見える郷であるが、これ以前に入部した源義光の三男義清の子清光は大治五年（一一三〇）十二月二十日濫行があつたとして国司より告発され父子とも甲斐国に追放されており、<sup>(38)</sup>そのため、開発者を失い武田荒野が生じたものと思われる。吉田郡倉員は別符名で則頼の沙汰であつたが、これは鹿島神宮大宮司や大禰宜家（中臣氏）の通字である則の字を持っており本来則頼の仮名「倉員」を冠した鹿島社領の名であつたろう。<sup>(39)</sup>これにより先の傍荘住人とは鹿島社領倉員名の住人に当たると考えられる。ここでは郡司が倉員名田古作二町の他、武田荒野の開発を行<sup>(40)</sup>うと請文を出したので郡司名田として領知を認めるとされている。

この時期、郡衙は崩壊し郡司は国衙機構の執行役となっており、<sup>(41)</sup>庁官を受ける立場であつた。この郡司として考えられるのが平成幹（重幹）（撰津権守、従五位下）の子致幹の弟清幹であり、吉田次郎を名乗り、久安四年（一一四八）正月

には肥前権守、従五位下の叙任を受けている。権守は留守所の在庁官人の称号で郡司級豪族が名乗ることが多かった。<sup>(43)</sup> この郡司名田は本来公田を割いた郡司分職田のことであり、先の史料一の「□司領公民」について『平安遺文』では<sup>(44)</sup> □に社を充て社司領公民としているが、社司給田は次に述べるように吉田社領内にあるのに対し、この場合は社領外であるので郡司領公民とすべきであろう。<sup>(45)</sup> この公民、住人らは各々国衙・郡司、鹿島社を權威の拠り所として吉田社領に対する進出<sup>(46)</sup> 出作を行っていたのであった。<sup>(47)</sup>

一方、先述のように吉田社領の住人は堰の修築・田畠の耕作の不沙汰、公物の対捍をし、領域支配への強化に抵抗を示していた。こうした住人の抵抗を抑え四至を維持するため社領における権力行使の任に当たっていたのが神人であり、「社司・神人給田」というように社司同様給田を与えられた下級神職で神事祭祀の際の雑役、地域の警固、荘園の警備などの任についていた。<sup>(48)</sup><sup>(49)</sup>

以上、常陸吉田社は国衙の介入を防ぐため、社務を官務家である小槻氏に寄進し四至を定めて不輸・不入の勅免地として立荘した。これを受けて、領家小槻氏は社司に神事を勤仕させ、神人に社領を警固させ、住人に対しては農耕に勤めさせるなど領域型荘園としての形を整えていった。

## 二、鎌倉時代の吉田社領の支配組織

先述のように吉田社領は吉田神社を中心として四至で囲まれた一円所領であったが、鎌倉時代になるとその内実はより明確になり、寛喜元年（一二二九）には総田数一五〇町六段半（一八〇歩）とされた。<sup>(50)</sup> 社領全体の内訳は、次表のように安貞二年（一二二八）の検注分では吉田郷・西石河・酒戸郷<sup>（さかひ）</sup>・河崎郷・細谷村・吉沼郷・山本郷、仁治年間

(二二四〇～四二)の検注分では常葉郷・袴墓郷・佐渡村・神生村・宇喜郷・垣丸名<sup>(恒)</sup>で、合わせて八か郷と四か村、一名で構成されており、合計は一五三町七反一五〇歩となっていた。また、嘉元四年(一二〇四)の大田文では勅免地一五八町六段半とされていた。<sup>(52)</sup>

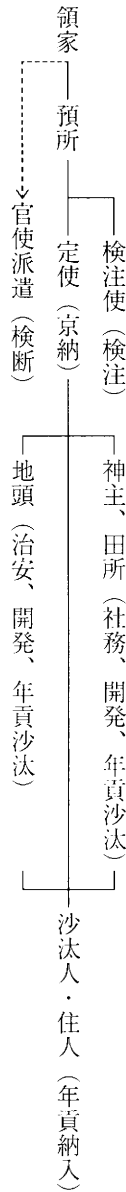
(表二) 吉田社領郷村田数一覽(吉田葉主院文書一三五号)

郷村郷村名(現在地)	田数(町・反・歩)	郷村郷村名(現在地)	田数(町・反・歩)
吉田郷(水戸市元吉田町)	二九・〇・二四〇	河崎郷(水戸市城東)	一〇・三・三〇〇
宇喜郷(水戸市城東)	二五・九・二四〇	佐渡村(水戸市常盤町)	八・七・〇
酒戸郷(水戸市酒門町)	一六・九・〇	細谷村(水戸市城東)	五・一・一二〇
袴墓郷(水戸市袴塚町)	一四・四・三〇〇	神生村(水戸市南町)	〇・六・〇
山本郷(水戸市東台)	一四・二・二四〇	西石河(水戸市元石川町)	三・二・〇
吉沼郷(水戸市吉沼町)	一二・六・二四〇	垣丸名(水戸市元吉田町)	〇・二・三〇〇
常葉郷(水戸市常盤町)	一二・一・六〇	総計	一五三・七・二四〇

では、平安末期以降、鎌倉時代を通じて領家職を握り続けた官務家はどのような在地支配を行ったのであろうか。小槻氏は社領管理組織として京都に預所を置き、定使に在地との間を行き来させ年貢の催促や社殿造営を行った。在地では社司の大祝・権祝が社務を、田所が所務を取り扱い、常陸平氏の吉田一族の地頭石川氏が警察権を行使して

いた。さらに社領を代表する沙汰人や郷の代表である住人が年貢納入にあたっていた。小槻氏はこれらの執行に当たって年貢を未進した場合は官使を派遣し譴責すると言いつつ、定使や社司の改替を行うなど領主権を行使していた。また、安貞二年（一二二八）には検注使紀氏を派遣し田所・地頭代とともに検注を実施した。これらの支配関係を図化すれば次のようになろう。

〔図二〕 吉田社領支配関係



吉田郷地頭を務めた石川氏はもともと吉田郡恒富郷石河村を名字の地としていたが、その社領における基本的役割は警察活動であった。<sup>(53)</sup> 犯人過料の配分は「可任・度度下知・停止社内犯過人・為地頭一人進止事」として領家、地頭、田所・定使の間で各々三分の一とされたが、実際には地頭が独り占めするなど逸脱行為がなされた。<sup>(54)</sup> 地頭の職務に対して、石川氏初代の家幹に「始而拜領当郷事」として正作田（給田）五町が与えられたが、これについては年貢公事が免除されていた。その後、年不詳であるが吉田郷地頭職在家并田畠等目録写では田九町六反小、畠一反となっており、その中に堀の内五反、門田一反という地頭拠点が形成されていた。<sup>(56)</sup> その後、地頭給田はさらに拡大し、寛喜元年（一二二九）には本郷（吉田郷）・宇喜・常磐・袴塚郷内に給田があったが、それは本郷で約一四町二反三畝、その他の郷で約一二町六反九畝であった。<sup>(57)</sup> 建長三年（一二五二）には石川家幹の孫の平（山本）忠幹は惣田数二二町

四反半を持っていたと述べている。石川氏はこうして給田の置かれた郷内に一族を配置し下地進止権を行使していった。

### 三、社領沙汰人の役割

さて、小槻氏より吉田社に発給された下文・御教書には次のように沙汰人・住人充てのものが含まれている。

〔表二〕沙汰人・住人充ての下文・御教書（吉田神社文書、『鎌遺』）

年代	下文・御教書	沙汰人・住人充て	内容	吉田神社 文書番号	『鎌遺』 文書番号
承久元年 （一一七〇）	吉田社領家小槻某預所藤原某下文写	本郷沙汰人神官等	地頭雜事停止等	一九号	④二五二四
文暦二年 （一一七五）	吉田社領家小槻某預所僧某下文案写	地頭住人等	田所職補任	二八号	⑦四七五〇
宝治元年 （一一七〇）	鎌倉將軍家下文写	郷郷地頭住人等	伊勢神宮役夫工米	三二号	⑨六八二五
建長二年 （一一七〇）	吉田社領家小槻淳方下文写	郷郷地頭住人等	年貢催促	三三号	⑩七二一七
文永二年 （一一七三）	吉田社領家小槻有家下文写	酒戸・吉沼・河崎等郷住人等	田所職補任	三八号	⑬九四八〇
弘安元年 （一一七九）	吉田社領家小槻有家下文写	本郷吉田郷住人等	田所職補任	四四号	⑰一三二一五
弘安二年 （一一七九）	吉田社領家小槻有家下文写	本郷并山本・河崎等地頭住人等	三ヶ郷郷務	四五号	⑱一三七七五
弘安八年 （一一八六）	吉田社領家小槻某下文写	吉田社領住人等	伊勢神宮役夫工米	四八号	⑳一五六一四
弘安九年 （一一八六）	吉田社領家小槻某下文写	吉田郷住人等	大舎人重恒知行地	四九号	㉑一五八八九
正和五年 （一一八六）	吉田社領家小槻千宣御教書写	吉田社領等沙汰人	預所職補任	六三号	

これらの年代は承久元年（一二一九）～正和五年（一三一六）であるが、領家は社領・郷の指導者である沙汰人・住人を指揮することを通じて社領の経営を行おうとしていた。一般的に中世において、文書受給者と充て所は一致しないとされるが、これらの文書はまず所蔵者である吉田社神官が受領したものと考えられる。では、これはどのような充て所に伝達されたのであろうか。これについて井原今朝男氏は、住民には「廻沙汰」という回覧がなされ周知させていたと述べている。<sup>(60)</sup> 後代のものであるが、元弘四年（一三三四）正月五日の吉田社神主・田所充ての小槻某下文写では、吉田社領を小槻氏に安堵した繪旨案文と本所御教書案文を遣わすので「忿々相触此趣」れるとともに、預所職補任について「先其間忿可被相触郷々」として急ぎ郷々に触れさせている。<sup>(61)</sup> このように文書を回覧し、住人に領家の意志を伝え郷々において合意形成を図ったのである。こうした領家の下文は在地の状況を把握した上で出されなければならないが、それは在地からの申状によってなされていた。年不詳四月十九日小槻有家（官務職在任、建長四年（一二五二）～弘安三年（一二八〇））御教書写には「正月廿七日御申状十一月廿日到来、条々遂參洛、可被申子細候、委可有御問答」<sup>(62)</sup>とあるように、田所からの正月二十七日の申状が二月二十日に二四日かかって京都に到着したが、この内容について小槻氏は田所が上京し子細を述べ問答するよう命じており、より正確な実情の把握に努めていた。

さて、中世前期の沙汰人について、大山喬平氏は、「むら」共同体内部の伝統的権威を持つ有力者を沙汰人として登用し、その背後にある「むら」共同体を実際に制御していたと述べている。これに対し、蔵持重弘氏は古老・沙汰人とは荘園在地で水利・祭祀を支配し経済的・政治的に優位性を持つ人々の集団で、荘園領主に補任されて古老沙汰人になるのではなく、実力のままに地位を保持している人々であるとあるとした。<sup>(63)</sup>

次の『吾妻鏡』の記事によれば、吉田社領家小槻氏は社領内の「地下沙汰人等」が本所（領家）所務を妨げている

として、文治二年（一一八六）閏七月二十五日の將軍頼朝下知の先例をもって幕府へ訴えた。<sup>64</sup>

〔史料三〕『吾妻鏡』建暦二年六月十五日条（『吾妻鏡』前篇、吉川弘文館、一九三二年、六六四頁）。

十五日、己丑、常陸国吉田庄地下沙汰人等、濫妨本所所務、且任去文治二年閏七月廿五日故右大将家御下知、  
為「閩東御沙汰」、可「被」付「彼」下地於本所之旨、訴申之間、為「広元朝臣奉行」、有「評議」、謂文治御下文者、  
可「有」計成敗之間、就「被」下院宣、御沙汰訖、今度無「其儀」也、且非地頭輩事、以「本所沙汰人等濫吹事」、  
無「左右」難「單」御裁許之出治定、今日載「其趣」、被「出」御返事云々

小槻氏はこのように「地下沙汰人等」の所務を妨げる行為に対して下地を本所に付けさせるよう訴えたが、幕府の評議では文治の下文は院宣によるものであり、かつ本件は地頭による妨げではなく「本所沙汰人等」の濫吹であるとして訴えを取り上げなかった。小槻氏の言う下地を領家に付けさせるということは沙汰人を下地支配から切り離そうとしているのであり、このことは翻って考えれば沙汰人と在地との強い結びつきがあったことを示している。それでは、なぜ小槻氏は沙汰人を改替しようとしなかったのであろうか。それはそもそも任命していなかったからであらう。沙汰人は強い在地基盤を持ち実体的に在地の代表者、統括者であったのであり、莊園領主はそれを追認し年貢沙汰を命じていたのであった。

しかし、沙汰人の役割は年貢所務だけでなく土地の管理を行うなど多岐にわたっていた。承久元年（一一一九）五月二十六日の小槻家預所藤原某下文<sup>65</sup>では吉田社領内の本郷（吉田郷）沙汰人・神宮等に対し、「可「慥」停「止」地頭雜事田所權祝名垣内」、又一所字宿戸宛「行雜役」事、可「停止」として田所名への地頭雜事、字宿戸への雜役の充て行いの停止のほか、年来の給免苧桑・給田米<sup>（種）</sup>株把稻粉の免除、山本郷の田所名と川崎郷の垣内との交換などを指示している。ここで問題となっている本郷（吉田郷）・山本・川崎郷の三か郷については神主友恒が郷務権を持っていた



が、その実権は沙汰人が握っており地頭が田所名に雑事を掛けるのを阻止し、かつ郷と郷の間の土地交換の管理などの役割を持っていた。

その上、沙汰人は対外的にも吉田社領の在地を代表する立場でもあった。文保三年（一二一九）常陸惣社（石岡市）は社殿造営のため常陸国内の一九人の郷地頭等に造営料負担を掛けようとしたが、ほとんどが拒否の請文を出している。そのうち地頭以外は吉田社沙汰人白根三郎入道だけであった。<sup>(66)</sup> これら各郷の地頭は元守護や在庁を含む小田氏、益戸氏、常陸大掾氏、税所氏などの有力者であったが、吉田社の場合には地頭や田所ではなく、沙汰人白根三郎入道が社領在地全体を代表していた。この白根三郎入道は姓を名乗っており殿原<sup>(67)</sup>侍身分であったと見られる。

以上、沙汰人は吉田社領の在地代表者・統括者で強い在地基盤を持ち、領家より追認されて、年貢所務・土地の管理に当たったが、その一方で検注結果をめぐり領家と対立し年貢未進を行うこともあった。

#### 四、郷住人の動向

「住人」身分については小山靖憲・富澤清人・木村茂光氏らにより議論がなされてきた。それによると、住人ははじめは「そこに住む人」というような一般的な意味であったが、一一世紀中葉より①公領に対して政治的に編成された荘領などの領域内に居住する者、また、②刀祢と並ぶ村落結合を代表する役割を持っている者を指すようになったとされる。<sup>(68)</sup> ①としては、先の第一章で述べたように郡司領公民に対して傍荘住人として荘領に住む者を指す。しかし、吉田社領の住人については、社領内の堰を修築し、田畠を耕作し、公物を納める責任を負っており、そのためには共同作業を組織し指揮する権限がなければならなかった。その前提として村落結合があったことは確実であり、②のよ

うに住人はその代表者であったと言えよう。それでは、そうした住人の実体について、年代は下るが次の応安元年（一三六八）の史料によって見てみたい。

〔史料四〕大野郷住人兼家売券写（吉田神社文書七四号）

「永代」をかきつてうりわたす□□家の事

合あたいの銭式拾貫文者

右、件田在家ハ、ひたちの國吉田第三の社の内、吉□□まさつねか重代さうてんのミやう田畠也、「」の又

三郎兼家の方より半さいけまへの「」かあとのやしきなり、田つほハ、いや井□南□□つて「」い

めひはくなり、かのうらのさかいハ、東ハ平太「」のくねをかきる、南ハいや六入道かうしろのはた「

」かきる、西ハちたう入道かさいけをかきる、北ハいくしまうらのくねをかきる、しかるをさいけ半「

」三段を、永代をかきてしろのよう□□式拾貫□にうりわたすところしちなり、よつてせうもんのために

うりけん（売券）の状如（件）

応安元年（申）つちのへ（戊）さる八月卅日

うりぬし（売主）常州國大野郷住人兼家（花押影）

これは、吉田郡大野郷（水戸市東大野・西大野・中大野・坪大野・下大野）住人である兼家（又三郎）が、田所・大祝の大舍人政恒の重代相伝の社内吉田郷名田畠内の田在家を二〇貫文で売却する際の売券文書である。この田在家は史料の文字が判読できない部分があるが、半在家の屋敷と田二段で構成されていた。住人兼家はなぜ田所名内の田在家を売却できたのであろうか。文永七年（一二七〇）吉田社領家小槻有家御教書写には「当郷（吉田郷）恒丸名三反小不（所）事、太無其謂、自（所）当年（者）懸（本）名主、可（有）其沙汰（所）」とあり、吉田郷恒丸名（神官名）の所

当未進について今後は本名主に懸けて沙汰すると述べている。この懸けるとは代償あるいは保証として差し出すという意味であり、本名主が恒丸名の年貢未進の肩代わりをすることになった。豊田武氏によれば、本名主とは在地の有力名主で脇名の年貢公事の徴収を請負い、本役無沙汰の場合は本名主として償う義務を負っていた。<sup>(70)</sup>これから考えれば、先の大野郷住人兼家は未進年貢の立て替えの代（代金）の用途（錢）二〇貫文で田所名の田在家を売却したのであり、住人は名主上層である本名主と同様の立場であつたと考えられる。<sup>(72)</sup>

大山喬平氏によれば、文治二年（一一八六）には本所・領家領において地頭の莊務不介入の原則が成立しており、名主百姓等が住人百姓等解を本所・領家に提出し、領家の雜掌が地頭の非法を幕府へ訴えることができるようになった。<sup>(73)</sup>次の承久三年（一二二二）吉田社領家小槻国宗下文写では、領家小槻氏の社領支配が幕府により「不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>別事<sub>一</sub>」と保障され、かつ地頭の莊務に対する煩いを神官・住人らが訴えることができるという方針を重ねて伝えている。

〔史料五〕承久三年閏十月二十四日吉田社領家小槻国宗下文写（吉田神社文書二二号、『鎌遺』⑤二八七八）

（小槻国宗）  
（花押影）

當社内事、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>別事<sub>一</sub>之由、鎌倉殿仰分明也、如<sub>レ</sub>状者、以前之沙汰地頭等自由之下知歟、此上云<sub>二</sub>神官<sub>一</sub>云<sub>二</sub>（住カ）人、若有<sub>二</sub>其煩<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>上子細<sub>一</sub>、重<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申、鎌倉殿之状如<sub>レ</sub>件

後十月廿四日  
（善）造 東大寺次官（花押影）

（異筆）  
「承久三年」吉田社神官等中

これにつき、年不詳十一月三十日相模守（執権北条貞時）充て小槻顕衡書状写<sup>(74)</sup>では、この承久三年の「不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>狼藉<sub>一</sub>」の下知が地頭馬場資幹に下されたと記されている。この馬場資幹とは石川家幹の次男で、源頼朝に重用され

て御家人となり、建久四年（一一九三）多氣（平）義幹失脚後、常陸大掾職（惣領）を継承していた。この幕府方針により、官務家小槻頭衡（在任正応四年（一二九二）→永仁六年（一二九八））は「常陸国吉田社領内吉田・山本・河崎三箇郷雜掌訴申、郷々地頭抑留年貢事、申状四通進覽之」として吉田・山本・河崎郷三か郷と雜掌（僧成真）が郷々地頭の年貢抑留を訴えた申状四通を執権北条貞時に差し出し嚴密な成敗を求めたのであるが、これは三か郷の代表（住人）と領家雜掌が幕府に申状を提出したものと考えられる。

### 五、沙汰人・住人の異議申立

前述のように沙汰人・住人は社領や郷の指導者であったが、その一方ではしばしば領家と対立する側面も持っていた。次の承元元年（一二〇七）吉田社領家小槻国宗下文によれば、建久九年（一一九八）以来沙汰人・住人たちは年貢を未進していた。

〔史料六〕承元元年十二月日吉田社領家小槻国宗下文（吉田神社文書五号、『鎌遺』③一七一〇）。

右「」正文等可令取進也

一可早注進去建久九年以後年貢進未事

右、年々未進雖有其數、一切不致沙汰、云諸庄園、云諸國無此例、住人等所行未曾有事也、  
慥且造進彼年以後結解、且可究濟未進、若此上尚於致對捍者、申下官使可令加苛責也

一可不日言上子細、今度解文不審条々事

右、可募申之把稻与可進物員數相違、若沙汰人偏頗歟、將又夫領犯用歟、次解文切續之不捺印、旁非

無不審、沙汰人無所進之物、於令募巨多把稲者、罪科不輕者也、儘可令弁申子細也、且件解文遣之、(令見方)地頭之後可返上之。

一 可同申子細、御佛事料紺藍摺並茜絲不進事

右、件物等不可進之由、稱有「大隅前司信重下文」、一切不沙汰進、件条非無不審、早可進上件下文正文也。

以前條々依仰下知如件

承元元年十二月 日

散位紀朝臣(花押影)

この第一項の事書では、建久九年以来の年貢進未(過上・未進の状況)を注進すべきであるとしている。その内容として、年々住人たちにより年貢未進が嵩み「一切不致沙汰」となり、諸莊園・諸国に比べるものがないというほど住人等の所行は未曾有のこととなっていた。そして、建久九年以来の未進分を結解して完済するよう要求し、この上対捍するならば官使を申し下し、苛責を加えると厳しく述べている。第二項では、沙汰人が差し添えた解文で収納した稲と進納物の数が一致せず沙汰人が偏頗をしているのか、夫領が犯用しているのか、下文の切り接ぎに捺印がなく内容が不審である。もし、沙汰人が年貢を進納せず大量の把稲を集めているならば罪科に当たるとし、この解文を地頭に差し戻して確認させようとした。第三項では、仏事料などを進納しない根拠は大隅前司重信の下文にあるというが、このことについても不審なので正文を差し出させようとしている。

これら沙汰人・住人の未進は建久九年以降というのであるから、これはその年に行われた検注の結果について検注使・田所・地頭・住人の間で目録固めが完全になされず、不一致点につき年貢未進が続けられていたのである。建久元年(建仁元年(一一〇一))と見られる上総国の一國検注でも検注使隆寛は正検の法で行えば「百姓安堵之法」と

なるが、不作・損亡の田地を検注し年貢を掛けようとすると百姓が逃亡し亡郷になってしまふと述べている<sup>(15)</sup>。また、沙汰人が徴収しているのは把稲であるが、領家への進納物はそれに代わり絹布となつていた<sup>(16)</sup>。沙汰人は年貢を夫領(宰領)を使って運送し京納していたのであるが、田中克行氏によれば夫領は領主への年貢運搬を行う統括者であり、現地の百姓が給分を与えられ運送に従事したものであつた<sup>(17)</sup>。沙汰人は年貢とともに領家に収納の解文を送っているが、これは年貢の結解状(算用状)のことと考えられる。また、仏事料未進の根拠となつていたので小槻家預所下文(大隅前司重信下文)であつたが、こうした下文の内容に異論を挟み未進を行う動きが郷村の中で表れていた。

すなわち、寛喜元年(一一二九)七月日の吉田社領家小槻某下文写には、次のようなことが記されている。  
 (史料七) 寛喜元年七月日吉田社領家小槻某下文写(吉田神社文書二七、『鎌遺』⑥三三五七)

下 吉田社

仰下雜事參固条<sup>(箇)</sup>

一可<sup>レ</sup>自今以後慥令<sup>レ</sup>糺斷、甲乙輩、稱<sup>レ</sup>蒙<sup>レ</sup>下知、暗致<sup>レ</sup>非論事

右、大小之事遼遠之間、暗以<sup>レ</sup>詞非可<sup>レ</sup>下知、何就<sup>レ</sup>構申可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>承知哉、而近年云<sup>レ</sup>社内住人、云<sup>レ</sup>京下定使、或乍<sup>レ</sup>帶<sup>レ</sup>其狀不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>披見、或雖<sup>レ</sup>無<sup>レ</sup>其狀以<sup>レ</sup>詞構申、任<sup>レ</sup>自由致<sup>レ</sup>橫論之時、不<sup>レ</sup>糺<sup>レ</sup>其虛實、暗就<sup>レ</sup>彼謀計、遵行之間、社内之濫吹只在<sup>レ</sup>于斯事、自今以後、不<sup>レ</sup>披<sup>レ</sup>見其狀文之外、縱雖<sup>レ</sup>稱<sup>レ</sup>領家下知、又雖<sup>レ</sup>号<sup>レ</sup>預所成敗、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>承引、慥尋<sup>レ</sup>出証文、宜<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>糺行、若猶雖、一旦<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>遵行者、可<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>沙汰人之過意也(後略)

この第一項の事書では、甲乙輩が下知を受けたとして暗に非論を行っていることを糺断すべきであるとしている。それについて主語を補うならば、(領家は)遠く離れているので大小の事柄について暗に言葉で下知を下すことができ

ない。しかし、(甲乙輩が)何か構え申し立てることについて承知しているであろうか。近年、社内住人や京下定使がその書状を持ちながら見せず、あるいはその書状がないのにそう言い張り自由に任せ横論をしている時に、(沙汰人が)その虚実を糺さず暗に彼の謀計に付いて遵行することは社内内の濫吹である。今後は(社内住人・京下定使が)その状文を披見させず領家下知や預所成敗と言つても認めるべきではない。たしかにその証文(正文)を尋ね出し真偽を糺し、もしそれを一旦でも遵行した場合は沙汰人の過怠とする、ということとならう。

事書で言う甲乙輩が下知を蒙り非論をしていることと、社内住人・京下定使がその書状を持ちながら披見させず自由横論をしていることは同一であり、甲乙輩とは社内住人・京下定使のこととなる。定使は京都と在地を往復し年貢公事の上納や文書の送達を行う役であり、この下知は京下定使が京都より在地に持参し社内住人に伝えたものである。この下知内容により社内住人等が非論・自由横論を行い、その謀計に沙汰人までもが追従し遵行しようとしたことが知られる。

以上、沙汰人は社領の年貢納入の責任者であり、住人は郷の代表者であったが、建久九年の検注の確定がなされず年貢未進を続けていた。社領では、住人が京下定使の持参した領家下知を受けたとして領家の意図に反する自由横論が行われ、その謀計に沙汰人までが追従するような在地状況となっていた。

## 六、吉田社領の郷村結合と惣郷(惣荘)

これまで沙汰人・住人について検討してきたが、それでは郷村の階層はどのようになっているのであろうか。安貞二年(一二二八)十一月、領家検注が行われ検注御使紀氏、社田所権祝大舎人氏、地頭代が検注帳に署判しているが、

紀氏は同年十一月に預所として「(前欠)右以「」公事等無懈怠、可被沙汰、地頭百姓等宜承知、敢不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>違失。依<sub>二</sub>本家仰<sub>一</sub>下知如<sub>レ</sub>件」という下知状を出している。<sup>(80)</sup>これは検注を受けて地頭知行地の年貢・公事を懈怠なく沙汰するよう地頭・百姓等に命じたものと思われるが、検注結果を地頭だけでなく百姓も承認し実行することを求めている。この安貞二年検注帳(吉田郷、西石河、酒戸郷、河崎村、細谷村、吉沼郷、山本郷など)で残されているのは酒戸・吉沼田地検注帳写であるが、そこにはすべての田地に坪単位の通し番号が打たれ、その下に面積と名請人が記されている。この両郷の田地を名請人ごとに集計し、多い順にa～dに区分してみると次のようになる。

〔表三〕 安貞二年酒戸・吉沼郷田地保有状況(吉田神社文書八三号、『鎌遺』⑥三七九二)

\*三筆分前欠(小計三反四〇歩)

a、二町以上	合計五町八反三〇〇歩		
①恒安	三町一反 六〇歩	②名主	二町七反二四〇歩
b、一町以上	合計一〇町九反六〇歩		
③守直	一町六反	⑦二郎細工	一町三反三〇〇歩
④四郎細工	一町五反三〇〇歩	⑧春宮	一町一反一八〇歩
⑤春三	一町五反三〇〇歩	⑨牧士	一町一反
⑥中三郎	一町四反一八〇歩	⑩四郎別当	一町 二四〇歩
c、五反以上	合計七反二四〇歩		
⑪檢校宮権太	七反二四〇歩		
d、五反以下	合計三町四反八〇歩		



⑫宮四郎禰宜	四反三〇〇歩	⑲琵琶入道	一反三〇〇歩
⑬彦太清様	四反二〇〇歩	⑳近藤	一反三〇〇歩
⑭左平二案主	四反	㉑源二郎宮	一反一二〇歩
次			
⑮押領使	四反	㉒権三郎	一反 六〇歩
⑯物四郎禰宜	三反三〇〇歩	㉓島三郎	一反
⑰藤平	三反一二〇歩	㉔一寸宮	六〇歩
⑱三宝	二反一二〇歩		
総計 二一町三反			

ここでa、二町以上二人（名主、恒安）の場合、恒安は田所の通字の恒と共通しているので、これは田所の仮名であり、もう一人は名主と名乗っているが本名主のことと考えられる。次いで、b、一町以上八人、c、五反以上一人は自立した経営が可能であるので百姓にあたるであろう。d、五反以下一三人は経営が小規模であり小百姓（散田作人）ということになる。

また、建長八年（一二五八）正月の小槻有家（下）文写で、小槻氏が本郷（吉田郷）の田地一町を吉田社に寄進するにあたり「件田者、僧広快爲沙汰可レ令執行状如件、仍住人百姓等更勿違失」と僧広快による沙汰執行を住人・百姓に周知させている。このように吉田郷には住人と百姓の二つの身分があったことが知られる。

このうち百姓の実体を具体的に記した史料として建長三年（一二五二）十一月平忠幹注進状（上）がある。これは吉田・山本郷地頭である山本忠幹が弟四郎政幹に所領を押領されたため訴訟となり押領分の概略を注進したものであ

る。それをまとめてみると次の表のようになる。

〔表四〕 建長三年平（山本） 忠幹所領の内四郎政幹押領分

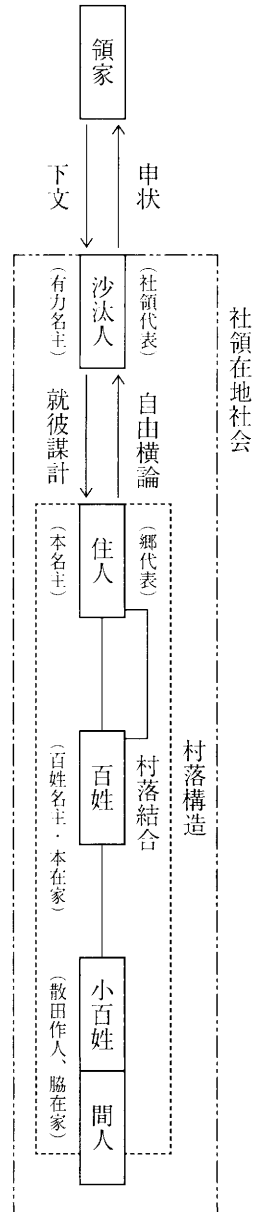
No.	区分	百姓・面積	面積合計
1	前欠 前欠（百姓一字）		（合計一町九反六〇歩）
2	前欠 前欠（百姓一字）		
3	大々々 百姓神官小禰宜 田一町一反三〇〇歩、内祭田二反・神官給三反	一町一反三〇〇歩	一町八反
4	大々々 百姓小太郎入道地頭代官也 田一町八反、内七反号新田	一町八反	
5	大々々 百姓又次郎跡 定田八反	八反	
6	大々々 百姓京藤太 定田八反	八反	一町三反大
7	大々々 百姓藤三 田一町三反大、内井料一反 以上有家七字	一町三反大	
8	小々々 百姓藤七郎 藤三同内也、田加本在家敷		七町八反半
9	小々々 地頭代官小太郎入道知行、自本在家 以上無家二字		
計		在家九字（七字有家、二字無家） 田七町八反半、内祭田五反	総計 七町八反半

① 1・2は前欠であるが合計から1〜9の数字をそれぞれ引くと百姓二字、田一町九反六〇歩と推定され、一字当たり九反二二〇歩となる。② 3〜7は一町三反から八反の田と家を持つ百姓であり、区分は「大々々」とされている。これに対し、③ 8・9は田も家も持たず区分では「小々々」とされている。このうち8百姓藤七郎は7の百姓藤三の

所に「同内」として含まれ「田加」本在家・敷」と田地も本在家に付属している脇在家（小百姓）ということなので、7百姓藤三は本在家ということになる。9は百姓ではなく名前も記されず「自」本在家」と本在家より借地して耕作しており、浪人に近く定住しつつある間人（平民百姓の最下層）であろう。<sup>(83)</sup>とすれば、土地保有の大きい②の3、6、さらに①も7と同様本在家であるということができよう。豊田武氏は長寛二年（一一六四）の高野山検校以下在家田畠支配状態で検校の免家が大家・小家と区分されていることについて、一般的には本在家・脇在家であると述べている。<sup>(84)</sup>とすれば②3、7（1・2を含む）の「大クク」は大在家（本在家）を示し、③の8、9の「小クク」は小在家（脇在家）を示していると言えよう。本在家の場合は先記表四の階層区分ではb・c（aも含む）に当たり、その内には3の神官小禰宜や4の地頭代官小太郎入道のような支配の末端に連なる人物も含まれていた。さらに、7の百姓藤三は井料一反を耕している。これは用水の井堰を補修・修築する費用を賄うための給免田であり、百姓藤三は用水を管理する立場であったと考えられる。ということは、これらの百姓は郷村内での生産活動や支配の末端を担う重要な役割を担っており、郷を代表する住人とともに郷村の中心的存在であった。ただし、住人と百姓の関係について、木村茂光氏は一一・一二世紀の住人は一三世紀には百姓と呼ばれるようになるとして住人が百姓に転ずるとした。<sup>(86)</sup>しかし、それは先述（四章）の住人の意味区分の①荘園の住民の場合であり、②の郷の代表としての意味の住人は建長八年においても生き続けたと考えられる。

さて、安貞二年（一一二八）と建長三年（一一五八）における郷村内の名主上層（本名主）と百姓（本在家）・小百姓・間人（脇在家）の階層の実体を見てきたが、村落結合の中心となっているのは名主上層（住人、本名主）と百姓であった。これをまとめて図化すると次のようになる。

〔図三〕 中世前期吉田社領郷村の構造 \* 預所・雑掌・田所・地頭などの中間管理機構は省略する。



では、こうした一三世紀の村落結合を基とした吉田社領全体の結合はどのようになっているのであろうか。次の元徳三年（一二三三）の和与状によって考えてみよう。

〔史料一〇〕 吉田社領雑掌祐真和与状写（吉田薬工院文書二二号）

和与

近衛北殿御領常陸国吉田社領雑掌祐真与同社神宮寺別当權少僧都成珍相論、当寺別当并成珍知行分山本郷御年貢及檢注事（中略）

次山本郷内成珍知行分御年貢正和五年以来対捍事、雖訴申之、致弁之由令出帶年々請取畢、及檢注事可依惣郷例之旨令申之上者、同止訴訟畢、若背和与状、御祈禱不法懈怠候事者、立還本訴可申子細者也、仍和与之状如件

元徳三年八月廿四日

雑掌阿闍梨祐真（花押影）

元徳三年（一二三三）に吉田社雑掌祐真と神宮寺別当成珍の間で年貢と檢注について和与がなされたが、その中で

別当成珠が年貢を未進していた山本郷内知行分について「検注事可<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>惣郷例<sup>一</sup>之旨令<sup>レ</sup>申之上者、同止<sup>レ</sup>訴訟<sup>一</sup>畢」として、検注を「惣郷例」によって行うことを認めたため、雑掌祐真は訴訟を中止し和解することとした。<sup>87</sup> 検注については中央の検注方針ではなく「国例」<sup>88</sup> 在地慣行によって行われる場合があり、「惣郷例」とは「惣郷」の慣行に基づくものと考えられる。

では「惣郷」とは何であろうか。応永二十八年（一四二二）の吉田社領諸郷田数并年貢注文写に「惣郷田数百三十二丁<sup>89</sup>歟」とあるように、広義としては社領の全ての郷をまとめたものである。しかし、「惣郷例」における惣郷の場合は検注慣行を形成させた主体である社領全体の在地社会<sup>90</sup> 郷村連合を指すと考えられる。菌部寿樹氏は摂津国粟生村（荘）を惣荘とも惣郷とも呼ぶ場合があったと述べているように、惣郷は惣荘でもあった。<sup>91</sup> 先に、文保三年（一三二九）に沙汰人臼根三郎入道が代表した吉田社領の在地社会がこの惣郷（惣荘）に当たると考えられる。このような検注の「惣郷例」を領家雑掌も用いていたのであり、この「惣郷例」は領家も認める在地法でもあった。<sup>92</sup>

以上、一三世紀前半には検注帳などにより名主（本名主）・百姓層の実体が明らかになるが、一三世紀中葉には住人（本百姓）・百姓による村落結合が形成されていたと見られる。しかし、一四世紀前半になると「惣郷例」<sup>93</sup> 在地法が地域社会でも定着し、「惣郷」が社領の郷村連合を意味するようになり、中世後期村落への移行が始まっていった。

### おわりに

さて、はじめで述べたように、①小山靖憲氏の領主制と中世村落を含み込んだ領域型荘園概念に対して、研究史上では永原慶二氏による在地領主の開発私領を元とする寄進地系荘園と「職の大系」概念が大勢を占めたが、これを批

判した川端新・高橋一樹・鎌倉佐保氏等の国家的関与による立荘論もやはり中世村落との関わりを問う視点は弱かった。②また、小山氏は領域型荘園の基礎として根本住人型村落を想定していたが、東国に関しては辺境<sup>II</sup>後進地帯であるとして在地領主の従属下の「領主型村落」を基本に据えた。これに対して海津一朗・高橋修氏等は在地領主は農村ではなく交通の要衝である宿・町場へと横軸移動させたもので、「領主型村落」論への根本的批判はなされないままにその拠点を農村ではなく宿・町場へと横軸移動させたもので、「領主型村落」論への根本的批判はなされないままになった。③しかし、この一方で、住人・百姓の実体に関する木村茂光氏等による基底的な研究の成果の上に、地域間競争を契機とした中世村落の形成、荘園の成立がなされたとする田村憲美氏<sup>1</sup>の提起があり、いわばもう一つの下から荘園・村落の成立コースが導かれつつあると言えよう。こうした中で、本稿の立場としては、①小山氏の領域型荘園の提起を受け止めつつも、②中世東国村落をすべて「領主型村落」とみなすことを批判し、③近年の住人・百姓論を活かし中世前期における東国荘園の形成と住人の動向、村落の実体を明らかにすることに資することにある。

そこで常陸吉田社領を対象として検討した結果、A、吉田社領は、一二世紀前半に不輸の神田に対する国衙の介入、国役の賦課を防ぐため、禰宜吉美侯氏より官務家小槻氏に寄進され、四至を構えた不入の勅免地の領域型荘園として形成された。領家は、社司による神事の執行、社領四至の設定、社人による警固、住人による灌漑整備・田畠耕作などを通じて領域的支配を行い、在京の預所を通じて在地の田所・地頭を指揮し沙汰人・住人から年貢収取を図るなど直務的支配を行った。そして、B、一二世紀後半に、社領規模は八か郷四か村となったが、社領の代表者であり年貢納入の責任者であった沙汰人は、検注結果をめぐる年貢未進を続け、領家より幕府に訴えられるほどの強い在地基盤を持っていた。また、住人は郷の代表者であるが、年貢上納の責任者であるのみならず土地の管理、薄田の再開発などの役割を持ち、さらに地頭の所務妨害を雑掌とともに幕府に訴えるなど自立性を持っていた。C、一三世紀には住

人(本名主)―百姓―小百姓・間人という郷村構造の形をとっていたが、その中でも住人・百姓が村落結合の中心となり、一四世紀前半には社領全体の郷村連合による物郷(惣荘)が形成されていった。

こうした村落の実体は、在地領主の下での従属的な村落、非自立的な農民という「領主型村落」の概念とは相容れないものであり、むしろ根本住人型村落に近いとも言えよう。改めて考えるに、こうした遅れた東国、従属的な村落という見方に至った原因としては、東国を武士の発生する辺境<sup>93</sup>と見立てた明治以来の近代史学の影響があつたと考えられる。武士はたしかに中世社会形成の推進者であつたが、今後は東国においても村落結合や住人・百姓の動向が重要な要因となつてゐることを明らかにして行く必要がある。

## 註

- (1) 村井康彦「荘園制の発展と構造」(『古代国家解体過程の研究』岩波書店、一九六五年、二二二頁、初出は一九六二年)。
- (2) 小山靖憲「中世村落と荘園絵図」序論(新稿)、東京大学出版会、一九八七年、一〇頁。
- (3) 永原慶二「荘園制の歴史的位置」(『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年、初出は一九六〇年)。同『荘園』吉川弘文館、一九九八年。
- (4) 川端新「荘園制成立史研究の視角」(『荘園成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、五―一頁)。高橋一樹「中世荘園制と鎌倉幕府」塙書房、二〇〇四年。鎌倉佐保『日本中世荘園制成立史論』序論(新稿)塙書房、二〇〇九年。
- (5) 梅津一朗「東国・九州の郷と村」(『日本村落史講座』二、雄山雄、一九九〇年、二二八―二四〇頁)。高橋修「中世における流通と地域社会」(『歴史学研究』七六八号、二〇〇二年)。
- (6) 木村茂光「住人」身分の成立と「公」性「中世百姓の成立」(『日本中世百姓成立史論』吉川弘文館、二〇一四年、初出は一九九九・一九九七年)。同「不入権の成立について」(『日本初期中世社会の研究』校倉書房、二〇〇六年、一六一、一六八頁、初出は一九八一年)。

- (7) 田村憲美『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、一九九四年。「中世前期の在地領主と『地域社会論』」(『歴史学研究』六七四号、一九九五年)。同『在地論の射程—中世の日本・地域・在地』校倉書房、二〇〇一年。
- (8) 建暦三年官宣旨写(『茨城県史料』中世編Ⅱ、吉田神社文書二二号、茨城県、一九七一年、二五六頁、以下本文・註とも吉田神社文書と略す。『鎌倉遺文』④一九八六)。ここで吉田神社は「国内第三之鎮主、靈驗無二之明神也」とされる。
- (9) 『水戸市史』上巻、水戸市、一九六三年。
- (10) 網野善彦「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長」上・下(『茨城県史研究』二三・二四号、一九七二年、『日本中世土地制度史の研究』に再録、一九九一年)。
- (11) 高橋修「常陸平氏」再考(『実像の中世武士団』高志出版、二〇一〇年)。
- (12) 永井晋「鎌倉時代の小槻氏と常陸国吉田社」(『鎌倉遺文研究』第三九号、二〇一七年)。近年の小槻家の研究には井上幸治「官司請負制の内実—小槻氏に見る業務遂行と官庁運営」(『立命館史学』二二号、二〇〇〇年、『古代中世の文書管理と官人』八木書店、二〇一六年に再録)・曾我良成「官務家成立の歴史的背景」(『王朝国家政務の研究』吉川弘文館、二〇一一年)・宮崎肇「新見荘田所職文書案をめぐって」(『海老沢衷編』『中世荘園空間と現代』勉誠出版、アジア遊学一七八号、二〇一四年)等がある。
- (13) 吉田神社文書・吉田葉王院文書の翻刻は『茨城県史料』中世編Ⅱ(茨城県、一九七四年)に載せられている。以下吉田葉王院文書については本文・註とも葉王院文書と略す。また、『平安遺文』、『鎌倉遺文』(東京堂出版)にも収録されている。以下、『平遺』、『鎌遺』と略す。壬生家文書は『図書寮叢刊 壬生家文書』(宮内庁書陵部、一九八〇年)に載せられている。以下本文・註とも壬生家文書と略す。吾妻鏡は『国史大系 吾妻鏡』(吉川弘文館、一九三二年)を利用する。
- (14) 吉田神社文書原本はこれまで一九四五年八月の水戸空襲で焼失したと言われてきたが、二〇一五年七月吉田神社を訪ね聞き取りをしたところ焼け跡に宝物はなくすでに戦災以前に失われていたことが明らかになった。
- (15) 水戸藩の学者で彰考館総裁であった立原翠軒の蔵本が彰考館所蔵となっている。他に、茨城県立図書館所蔵の「松羅文庫」本(町人学者の加藤松羅の写本)、国立公文書館内閣文庫所蔵本「楓軒文書纂」(文化十年、立原翠軒の門人小宮山楓軒が正本をもって比較した写本)、静嘉堂文庫所蔵本(天保七年、小宮山楓軒本を市毛氏が写したもの、小宮山楓軒本を写し中



山信名が註記を加えたもの、二種）等がある。

(16) 『茨城県史料』中世編Ⅱ、吉田神社文書の解説。

(17) 茨城県立図書館所蔵「松羅文庫」所収の吉田文書抄、薬王院文書写にはそれぞれ文書の冒頭に目録が付いているが、薬王院文書目録と文書の末尾には「源光圀」、「子竜父」の朱印が押されている。また『楓軒文書纂』所収の吉田神社宝物帳写には「文書四卷并写三冊箱二入、右者往古より有<sub>レ</sub>之候処、義公様上覽被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊御修復被<sub>レ</sub>仰付、御奉納被<sub>レ</sub>遊候次第書附、別紙有<sub>レ</sub>之」とあり、奥付には「右吉田神社文書、町年寄加藤善九郎本ヲ以テ是ヲ写ス、本書誤写多シ、重テ神社本書ヲ以テ比校ス、文化十年秋八月十三日、小宮山次郎衛門昌秀」と記されている。

(18) 『楓軒文書纂』（影印版）国立公文書館、一九八四年。花押か、み』東京大学史料編纂所、一九八四年。

(19) 寛治四年堀河天皇宣旨請文写（吉田神社文書八〇号、『平遺』⑨四六五四）。この文書は文頭に宣旨とあるが書留文言は「仍任<sub>レ</sub>先例□□奉<sub>レ</sub>下之状如<sub>レ</sub>件」で発給人は宮司吉美侯氏と大祝大舍人氏であるので、宣旨の請文と考えられる（佐藤進一『古文書入門』法政大学出版局、一九九七年、二一五頁）。

(20) 建暦三年官宣旨写（吉田神社文書二三号、『鎌遺』④一九九六）。

(21) 「本朝世紀」天慶五年四月十一日条（『国史大系第九卷 本朝世紀』一九三三年、吉川弘文館、九〇頁。『茨城県史料』古代編、二五六頁）。

(22) 承安二年十二月二十九日官宣旨写（吉田神社文書八七号、『平遺』⑦二六二五）。

(23) 斎藤利男「一一〜一二世紀の郡司・刀禰と国衙支配」（『日本史研究』二〇五号、一九七九年、二八〜五九頁）。

(24) （年月日未詳）官中便補地別相伝輩并由緒注文案（『図書寮叢刊 壬生家文書』二二）二一四号文書、宮内庁書陵部、一九八〇年、一九頁、以下壬生家文書と略す）。

(25) （年月日未詳）小槻隆職告文写（吉田神社文書一号）。

(26) 嘉元四年常陸国大田文案写（『真壁町史料』中世編Ⅰ、一四二号（秋田藩家蔵文書）、真壁町、二〇〇五年、一九三頁）。

(27) 吉田社宮司吉美侯氏が俘囚出身であるという説は前註（9）『水戸市史』上巻・前註（12）掲永井晋論文（一四頁）等によるが、天平勝宝四年（七五二）の白布墨書（正倉院御物）にも「常陸国那珂郡吉田郷戸主君子部忍麻呂」とあるように、古

- 来よりの吉田郷有力者であった(佐藤英雄「八・九世紀の君子部について」『年報日本史叢』二二〇三、二〇〇四年)。
- (28) 橋本義彦「官務家小槻氏の成立とその性格」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、三三三〜三三九頁、初出は一九五六年。
- (29) 「文水二(七年カ) 官中便補地別相伝輩并由緒注文案(壬生家文書(二)三二四号)。
- (30) 年末詳六月六日小槻有家請文案(壬生家文書(二)三二一四号)。
- (31) 承安二年官宣旨写(吉田神社文書八七号)。前註(24) 壬生家文書(二)三二四号。前註(1212) 井上幸治論文(三四頁)では吉田社領は長承年中に吉美侯氏から小槻政重に寄進され、承安二年に隆職が便補地として成立させたとするが、承安二年は隆職子孫への相伝を保証したのであつて便補地として成立させたのではない。
- (32) 前註(12) 曾我良成論文(一一五・一一六頁)、永井晋論文(二頁)。
- (33) 森公章「古代豪族と武士の誕生」吉川弘文館、二〇一三年、一三七頁。
- (34) 木村茂光「成立期『住人等解』と『住人』」『日本中世百姓成立史論』六五頁、初出は一九九四年。
- (35) 前註(6) 木村茂光「『住人』身分の成立と『公』性」。
- (36) 前註(6) 木村茂光「不入権の成立について」。
- (37) 上杉利彦「中世的文書主義成立に関する一考察」『日本中世法大系成立史論』校倉書房、一九九六年、初出は一九八七年。田村憲美「機能上から見た国司文書の変遷」『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、一九九四年、初出は一九七八年。川端新「荘園制的文書大系の成立まで」『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年、一二七頁)。
- (38) 「長秋記」大治五年十二月二十日条(『茨城県史料』古代編、二二六頁)。
- (39) 志田諄一「常陸平氏の那珂川北岸経営」『茨城県史研究』三七号、一九七七年)。近い例として、承安四年(一一七四)常陸国留守所は鹿島社神領橘郷を官物以下国役雑事を免除して大柵宜中臣則親に与えている(承安四年常陸国庁宣(『茨城県史料』中世編I、鹿島神宮文書二二九号、茨城県、一九七〇年、二二九頁)。
- (40) 大山喬平「国衙領における領主制の形成」『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、初出は一九六〇年)。ここでは、倉員を郡司の仮名としているが、別名の倉員は則頼の沙汰を停止した後、郡司領となったのであり、郡司が倉員別名

をもともと同発していたのではない。

- (41) 前註(23) 斎藤利男「一一〜一二世紀の郡司・刀禰と国衙支配」。
- (42) 平清幹については入来院家系図、『本朝世紀』久安四年正月二十八日条による(『国史大系第九卷本朝世紀』六〇〇頁。高橋修編『常陸平氏』戎光祥出版、二〇一五年、三四四・三四九頁)。
- (43) 峰岸純夫「治承・寿永内乱期の東国における在庁官人の『介』」(『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年、二六頁)。
- (44) 森公章『古代豪族と武士の誕生』吉川弘文館、二〇一三年、一四〇頁。磐下徹「郡司分田試論」(『日本歴史』七二八号、二〇〇九年)。
- (45) 左大史小槻某下知状(『平遺』⑥二六五八)。
- (46) 郡司領の事例は『平安遺文』・『鎌倉遺文』にも見られる(『平遺』⑥二五一七、『鎌遺』⑤二八四五)。
- (47) 公領の公民に対して、荘園(傍荘、社領)の住人という身分編成がなされているのであるが、これは東大寺においても伊賀国黒田荘の住人に対して国衙領の公民と言うように使い分けていることと同じであった(寛治二年六月十九日東大寺領伊賀国名張郡定使懸光国解案、『平遺』④二二六一号)。
- (48) 仁治二年三月二十七日吉田社領家小槻某下文写(吉田神社文書三〇号、『鎌遺』⑧五七九一)。
- (49) 『荘園史用語辞典』東京堂出版、一九九七年、一一三頁。
- (50) 寛喜元年七月日吉田社領家小槻某下文写(吉田神社文書二五号、『鎌遺』⑥三八五六)。
- (51) 応永十二年十月八日吉田郷等田地検注目録写(吉田薬王院文書一三三九号、『鎌遺』⑥三七九三)。
- (52) 前註(26) 嘉元四年常陸国大田文案写。
- (53) 安田元久「『地頭』の職権について」(『地頭および地頭領主制の研究』山川出版社、一九六一年、二三八〜二五〇頁)。
- (54) 寛喜元年吉田社領家小槻某下文写(吉田神社文書二七号、『鎌遺』⑥三八五七)。
- (55) 建久三年石川家幹讓状写(吉田神社文書六号、『鎌遺』②五八八)・正治二年吉田社領家小槻国宗下文写(同一〇号、『鎌遺』②一一七七)・年未詳平幹盛重陳状写(同九二号)。

- (56) 吉田郷地頭職在家井田島等目録写 (吉田薬王院文書一四四号)。
- (57) 寛喜元年吉田社領家小槻某下文写 (吉田神社文書二五号、『鎌遺』⑥三八五六)。これが伊勢神宮役夫工米徴収で未進となっており、賦課基準は一反当たり内宮一升四合と外宮一升二合であり、これで未進額を割ると面積が求められる(弘安八年吉田社領家小槻某下文写、同四八号、『鎌遺』⑩一五六一四)。地頭給田の本郷(吉田郷)の役夫工米は三石七斗で、その他の郷は三石三斗であるので、ここから本文のような反別が算出できる。
- (58) 建長三年平忠幹注進状写 (吉田神社文書八四号、『鎌遺』⑩七三七六)。
- (59) 佐藤進一「中世史料論」(『日本中世史論集』岩波書店、九九〇年、二九二・二九三頁、初出は一九七六年)。
- (60) 井原今朝男「撰関家政所下文の研究」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年、三九九頁、初出は一九八一年)。
- (61) 元弘四年吉田社領家小槻某下文写 (吉田神社文書七一号、『鎌遺』⑫三二八二九)。
- (62) 年未詳吉田社領家小槻有家御教書写 (吉田神社文書四一号)。
- (63) 大山喬平「鎌倉時代の村落結合」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、二七九・二八一頁、初出は一九六三年)。ここでは、正和五年(一二三六)に大山荘の住人藤原石馬之允宗安は本名主で、地下故実により沙汰人職に任ぜられたとする(二六八～二七一頁)。藏持重弘「村落と塚相論」(『日本中世村落社会史の研究』校倉書房、一九九六年、五八・六〇・六二頁、初出は二〇〇二年)。
- (64) 前註(12)永井晋論文、五頁。永井氏はこの『吾妻鏡』の記事を那珂東郡公文の遷宮課役未納と絡めてそれに対する社領内の協力者を告発したと解釈しているが、社領沙汰人の所務妨げは建久九年検注以来の未進を指しているので那珂東郡公文の未進と結びつけることはできない。
- (65) 承久元年吉田社領家小槻某預所藤原某下文写 (吉田神社文書一九号、『鎌遺』④二五二四)。
- (66) 常陸国総社造管役所地頭請文目録(常陸国総社宮文書二一号)。
- (67) 小林一岳「中世荘園における侍」「殿原と村落」(『日本中世の一揆と戦争』校倉書房、二〇〇一年、三四・四八・六四頁、初出は各一九九八・一九九七年)。前註(63)大山喬平論文二六八・二七五・二七九頁。
- (68) 小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」(『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、一九八七年、一六五頁、初出は一九

七〇年)。富澤清人「荘園体制下における村落と農民」(一九七六年)・「東大寺領水無瀬荘と荘民」(一九七五年)、『中世荘園と檢注』吉川弘文館、一九九六年)。前註(34) 木村茂光「成立期『住人等解』と『住人』」(六五・七二頁)。

(69) 文永七年吉田社領家小槻有家御教書写(吉田神社文書四〇号、『鎌遺』⑭一〇六四一)。

(70) 『國語大辭典』小学館、一九八一年、四七二頁。

(71) 豊田武「初期封建制下の農村―主として在家と名の重層的構造について―」(『豊田武著作集』第七卷、吉川弘文館、一九八三年、二三四頁、初出は一九五五年)。

(72) 河音能平氏は、一一世紀末に中世丹波国波々伯部村の基礎を築いた一三人の田堵たちは後世鎌倉時代に「本名主」と呼ばれており、また鎌倉期の近江国明王院領葛川の村落の「根本住人」もやはり中世的村落秩序の建設者として記憶されてきた人々であったと言う(『中世社会成立期の農民問題』、『中世封建制成成立史論』東京大学出版会、一九七一年、一六二頁、初出は一九六四年)。このように中世村落の古来よりの建設者は田堵の子孫として「本名主」、「根本住人」と呼ばれていた。これから考えれば、常陸国吉田社領の住人は社領成立以前の田堵の系譜を引く本名主、根本住人のことではないかと考えられる。

(73) 大山喬平「中世社会のイエと百姓」(『日本中世農村史の研究』、四五・四五四頁、初出は一九七七年)。

(74) 吉田神社文書六二号。小槻顕衡の官務職在任は正応四年(一二九一)〜永仁六年(一二九八)であり、この間の相模守は執権北条貞時にあたる。小槻顕衡の花押は『圖書寮叢刊 壬生家文書』(十)花押集六二八(二五七頁)を参照。

(75) 『袖ヶ浦市史』資料編1、袖ヶ浦市、一九九九年、八八頁。『袖ヶ浦市史』通史編1、袖ヶ浦市、二〇〇一年、三八〇・三八一頁。

(76) 正治三年正月二十二日吉田社領家小槻某下知状写(吉田神社文書一一号、『鎌遺』②一一八二)。

(77) 田中克行「荘園年貢の収納・運搬と問丸の機能」(『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年、三二一頁、初出は一九九五年)。

(78) 前註(9)『水戸市史』上巻、三六〇頁。

(79) 安貞二年酒戸・吉沼郷田地保有状況(吉田神社文書八三号、『鎌遺』⑥三七九二)。

- (80) 安貞二年吉田社領家小槻某預所紀某下知状写(吉田神社文書二四、『鎌遺』⑥三七九一)。
- (81) 建長八年吉田社領家小槻有家下文写(吉田薬王院文書二二、『鎌遺』⑪七九五九)。
- (82) 建長三年平忠幹注進状写(吉田神社文書八四号、『鎌遺』⑩七三七六)。
- (83) 河音能平「中世社会形成期の農民問題」(『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年、一六八頁、初出は一九六四年。山本隆志「浪人の存在形態」(『莊園制の展開と地域社会』刀水書房、一九九四年、一九五・二〇二頁、初出は一九七九年)。
- (84) 前註(71) 豊田武論文一八九頁。
- (85) 宝月圭吾『中世灌溉史の研究』畝傍書房、一九四三年、一一七〜一二〇頁。西谷地晴美「村落構造とその矛盾」(『日本村落史講座』第四貫、雄山閣、一九九一年二四三頁)。
- (86) 前註(6) 木村茂光「中世百姓の成立」一三六・一四七・一四八頁。
- (87) 元徳三年八月二十四日吉田社領雜掌祐真和与状写(吉田薬王院文書一二号)。
- (88) 富澤清人「検注と田文」(『中世莊園と検注』吉川弘文館、一九九六年、一二頁、初出は一九九一年)。
- (89) 応永二十八年吉田社領諸鄉村数并年貢請文案(吉田薬王院文書一三六号)。
- (90) 小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」(『中世村落と莊園絵図』一七二〜一七六頁、初出は一九七〇年)。
- (91) 蘭部寿樹「惣莊・惣郷と宮座」(『日本の村と宮座』高志書院、二〇一〇年)。
- (92) 清田善樹「莊園と在地法」(『講座日本莊園史』3、吉川弘文館、二〇〇三年、二六九頁)。
- (93) 上杉和彦『源頼朝と鎌倉幕府』新日本出版社、二〇〇五年、二〇七〜二二一頁。原勝郎『日本中世史』平凡社、一九六九年、初版は一九〇六年。